

**国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 特定任期付職員の期末手当の支給率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案**

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 24 年 12 月国立市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 147.5」を「100 分の 152.5」に、「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 12 月期の期末手当に関する特例措置)

2 平成29年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、新条例第5条の規定の適用については、同条中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成29年12月に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。